

# 令和健康科学大学入学者選抜規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、令和健康科学大が実施する入学者選抜に関して必要な事項を定めるものとする。

(入学試験委員会)

第 2 条 入学者選抜等に関し、次に掲げる事項を審議するため学則第 58 条に基づき、入学試験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 学生募集の基本方針に関すること。
- (2) 入学者選抜方法の基本方針に関すること。
- (3) 入学者選抜に係る調査及び研究に関すること。
- (4) 入学者選抜試験（以下「入学試験」という。）の実施に関すること。
- (5) 入学試験の合否判定に関すること
- (6) その他入学試験に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会の構成は、以下のとおりとする。

- (1) 委員は、各学部長、各学科長、事務長で構成する。また、教授、准教授及び講師のうちから、学長が指名した者を加えることができる。
- (2) 学長が指名した委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 2 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(部会)

第 4 条 委員会に、特定事項の調査、研究または処理を行うため、部会を置くことができる。

- 2 部会の組織及び運営については、別に定める。

(庶務)

第 5 条 委員会の事務は、学務課において処理する。

(試験区分)

第 6 条 入学試験は、次のとおりとする。

- (1) 一般選抜
- (2) 総合型選抜
- (3) 学校推薦型選抜
- (4) 社会人選抜
- (5) 大学入学共通テスト利用選抜

(入学試験実施本部)

第 7 条 入学試験の実施を総括するため、入学試験実施本部（以下「実施本部」という。）を置く。

- 2 実施本部に本部長を置き、学長をもって充てる。
- 3 実施本部に副本部長を置き、学長が指名した者を持って充てることができる。
- 4 実施本部要員は、学長が指名する。

(合否判定)

第 8 条 入学試験に関する合否の判定は、委員会の審議を踏まえ学長が行う。

2 学長は、合否判定に関して教授会の意見を聴くものとする。

(その他)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、入学者選抜等について必要な事項は、委員会の審議を経て学長が定める。

附則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から改正、施行する。
- 2 令和健康科学大学入学試験委員会規程は、廃止する。
- 3 第 3 条第 1 項 2 号の規定にかかわらず、令和 5 年度の委員の任期は、令和 6 年 3 月 31 日までとする。